

営業許可書

20 指令西保生 第 1-390 号

住所 名古屋市西区幅下二丁目 1 1 番 4 号

氏名 有限会社京屋旅館 様

平成 21 年 2 月 24 日申請のあった **飲食店営業** の許可

の申請については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の規定により、
次のとおり許可します。

平成 21 年 3 月 9 日

名古屋市 西 保健所長

宮崎俊英



1 営業所の所在地 名古屋市西区幅下二丁目 1 1 番 4 号

2 営業所の名称、**京屋旅館**
屋号又は商号

3 許可の条件

有効期間 平成 21 年 3 月 21 日から

平成 27 年 3 月 20 日まで

その他

教示 1 この許可について不服があるときは、この許可のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に名古屋市長に対して審査請求をすることができます。

2 この許可について不服があるときは、この許可があったことを知った日(審査請求したときは、裁決書の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、名古屋市を被告として(市長が被告の代表者になります。)処分の取消しの訴え(取消訴訟)を提起することができます。なお、6か月以内であっても、許可の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。